

商船における最低基準に関する条約

(第百四十七号)

昭和五十八年五月三十一日

批准登録

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百七十六年十月十三日にその第六十二回会期として会合し、

千九百五十八年の船員雇入れ(外国船舶)

勧告及び千九百五十八年の社会的条件及び安全(船員)勧告の規定を想起し、

前記の会期の議事日程の第五議題である基準未達船舶、特に便宜上の旗国において登録された基準未達船舶に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百七十六年の商船(最低基準)条約と称することができる。)を千九百七十六年十月二十九日に採択する。

第一条

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この条約は、當利の目的で貨物若しくは旅客の運送に從事し又は他の商業的目的で使用されるすべての海上航行船舶(公有

のものであるか私有のものであるかを問わない。)について適用する。

2 この条約の適用上、海上航行船舶に該当する船舶は、国内法令により定める。

3 この条約は、海上を航行する引き船について適用する。

4 この条約は、次の船舶については、適用しない。

(a) 主として帆を用いて推進される船舶(補助推進機関を備えているかないかを問わない。)

(b) 漁ろう、捕鯨又はこれらに類する業務に従事する船舶

(c) 小型船舶並びに石油掘削船及び掘削用のプラットフォーム等の船舶で航行していないもの。この(c)の規定の適用を受ける船舶については、各國の権限のある機関が、最も代表的な船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

5 この条約のいかなる規定も、附屬書に掲げる条約の適用範囲又はこれらの条約の規定の適用範囲を拡大するものとみなしてはならない。

第二条

この条約を批准する加盟国は、次のことを約束する。

(a) 自国の領域において登録される船舶に關し次の事項について定めた法令を制定する、こと及び附屬書に掲げる条約を実施

する義務を負つていない場合には当該法令が附屬書に掲げる条約又は条約の条と實質的に同等であることを確認することと。と。

(i) 船内における人命の安全を確保するための安全基準(乗組員の能力、労働時間及び配乗に関する基準を含む。)

(ii) 適当な社会保障措置

(iii) 船内における労働条件及び居住施設。ただし、これらの条件及び施設が次のいずれかにより定められていると認める場合を除く。

労働協約

権限のある裁判所が関係のある船舶所有者及び船員をひとしく拘束するような方法で行う決定

(b) 次の事項に関し、自國の領域において登録される船舶について管轄権を有効に行使し又は監督を有効に行うこと。

(i) 国内法令の定める安全基準(乗組員の能力、労働時間及び配乗に関する基準を含む。)

(ii) 国内法令の定める社会保障措置

(iii) 国内法令の定める船内における労働条件及び居住施設又は関係のある船舶所有者及び船員をひとしく拘束するような方法で権限のある裁判所の定める船内における労働条件及び居住施設。その他の船内における労働条件及び居

住施設について加盟国が有効な管轄権を有しないときは、船舶所有者又は船舶所有者団体と千九百四十八年の結社の自由及び團結権保護条約及び千九百四十九年の團結権及び團体交渉権条約の実体規定により設立される船員団体との間で有効な監督のための措置が合意されていることを確認すること。

(d) 次のことを確保すること。

(i) 自国の領域において登録された船舶への船員の雇入れに関する適切な手続

及びこのようないくつかの雇入れに関連して申し立てられた苦情の調査に関する適切な手続が存在すること。ただし、これら手続については、適当な場合には権限のある機関並びに代表的な船舶所有者団体及び船員団体の三者の間で協議を行つた後、権限のある機関が全面的な監督を行うものとする。

(ii) 外国の領域において登録された船舶への自国民船員の自國の領域における雇入れに関連して申し立てられた苦情（可能な限り、雇入れの時に申し立てるものとする。）の調査に関する適切な手續が存在すること（ただし、この手續が存在すること（ただし、このある機関並びに代表的な船舶所有者団体及び船員団体の三者の間で協議を行つた後、権限のある機関が全面的な監督を行うものとする。）並びに権限のある機関が、当該苦情及び外国の領域において登録された船舶への外国人船員の自國の領域における雇入れに関連して申し立てられた苦情（可能な限り、雇入れの時に申し立てるものとする。）を、その船舶が登録されている国の権限のある機関に速やかに通知し、かつ、その通知の写しを国際労働事務局長に送付すること。

(e) 千九百七十年の職業訓練（船員）勧告

に妥当な考慮を払い、自國の領域において登録された船舶に雇い入れられる船員が、その任務を遂行するのに適当な資格を有し又はそのための適切な訓練を受けていることを確保すること。

(f) 自国の領域において登録された船舶が、自國の批准した現行の国際労働条約、(a)に該当する法令及び、国内法に照らし適切と認められる場合には、労働協約に適合していることを検査その他適当な方法によって確認すること。

(g) 自国の領域において登録された船舶に係る重大な海難、特に負傷又は死亡を伴う重大な海難について公式の調査を行うこと。特別の場合を除き、この調査の最終報告は公表される。

この条約を批准した加盟国は、この条約を行つた後、権限のある機関が全面的な監督を行ふものとする。

第三条

第四条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約の効力発生の後、予定の航路に従い又は運航上の理由により自國の港に寄港した船舶がこの条約の基準に適合していないことをつき苦情を受け又は証拠を得たときは、当該船舶の登録されている国の政府に報告書を送付すること及びその写しを国際労働事務局長に送付することができるものとし、該船舶の登録されている国の政府に報告書を送付すること及びその写しを国際労働事務局長に送付することができるものとし、また、安全又は健康にとつて明らかに危険な船内における条件を是正するための必要な措置をとることができる。

2 加盟国は、1に規定する措置をとるに当たっては、直ちに船舶の旗国の最寄りの海事当局の又は領事上若しくは外交上の代表者に通告するものとし、可能なときは、当該代表者を立ち会わせる。1に規定する措置をとる加盟国は、当該船舶を不當に抑留し又はその出航を不當に遅延させてはなら

ない。

3 この条の規定の適用上、「苦情」とは、

乗組員、職業団体、協会、労働組合その他

一般に船舶の安全について利害関係（乗組員の安全又は健康に対する危険についての利害関係を含む。）を有する者から提供された情報をいう。

第五条

1 この条約は、次の要件を満たしている加盟国による批准のために開放しておく。

(a) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約又はこれらの条約の改正条約の締約国であること。

(b) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約又は同条約の改正条約の締約国であること。

(c) 千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約又はこれらの国際文書の改正条約の締約国又は実施国であること。

2 この条約は、また、1に定める批准のための要件をまだ満たしていない加盟国で当該要件を満たすことを批准の際に約束するものによる批准のために開放しておく。

際労働事務局長に通知する。

第六条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国での批准が国際労働事務局長に登録されたものののみを拘束する。

2 この条約は、十以上の加盟国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の二十五パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第七条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に交付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第八条

盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、第六条2に定める条件が満たされたときは、この条約が効力を生ずる日につき国際労働機関の加盟国の注意を喚起する。

第九条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第一百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十一条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十二条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、

その改正条約の効力発生を条件として、第七条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加

の改正条約を批准していないものについて
は、いかなる場合にも、その現在の形式及
び内容で引き続き効力を有する。

第十二条

この条約の英文及びフランス文は、ひとし
く正文とする。

千九百二十六年の海員送還条約（第二十三
号）
千九百四十八年の結社の自由及び団結権保
護条約（第八十七号）

千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条
約（第九十八号）

附属書

千九百七十三年の最低年齢条約（第二百三十
八号）、千九百三十六年の最低年齢（海上）
改正条約（第五十八号）又は千九百二十年の
最低年齢（海上）条約（第七号）

千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海
員）条約（第五十五号）、千九百三十六年の
傷病保険（海上）条約（第五十六号）又は千
九百六十九年の医療及び傷病給付条約（第二
三十号）

千九百四十六年の健康検査（船員）条約

（第七十三号）

千九百七十年の災害防止（船員）条約（第二
百三十四号）（第四条及び第七条）

千九百四十九年の乗組員設備条約（改正）
(第九十二号)

千九百四十六年の食料及び司厨（船舶乗組
員）条約（第六十八号）（第五条）

千九百三十六年の職員海技免状条約（第五
十三号）（第三条及び第四条）（注）
千九百二十六年の海員の雇入契約条約（第
二十一号）

注 千九百三十六年の職員海技免状条約の関係基準
を厳格に遵守することが確立された免許制度又は
資格証明制度を害することとなる国については、
これらの制度に関する当該国の確立された措置と
抵触することのないように実質的同等の原則を適
用するものとする。

（出典 ILO条約・勧告集 第7版）

海員の疾病、傷痍又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約(第五十五号)

船舶
沿岸漁船
総噸数二十五噸未満の舟艇

基因する死亡に關し、責に任せざるべきことと規定することを得。

第三条

本条約の適用上、船舶所有者の費用を以てする医療及び生活維持は、左記を包含す。

(未批准 仮釋)

(iv) 「ダウ」及「ジヤンク」の如き原始的構造の木造船舶

(iii) (ii) (i) 船舶所有者以外の使用者に依り船舶に使用せらるる者

(b) 船舶所有者と同様の構造の木造船舶

(a) 医療並びに適當且充分なる薬剤及び治療材料の供給

(b) 食糧及び宿泊

第四条

船舶所有者は、罹病者若は負傷者が治癒するに至るまで、又は疾病若は労働不能が永久的性質のものなりと宣言せらるるに至るまで、医療及び生活の費用を支弁するの責任に任ずべきものとす。

1 船舶所有者は、罹病者若は負傷者が治癒するに至るまで、又は疾病若は労働不能が永久的性質のものなりと宣言せらるるに至るまで、医療及び生活の費用を支弁するの責任に任ずべきものとす。

第二条

1 船舶所有者は、左記に關し責に任ずべし。

(a) 職務の開始に關し契約条項に於て明示せられたる日より契約の終了までの間に発生する疾病及び傷痍

(b) 右の疾病又は傷痍に基因する死亡

2 尤も国内の法令又は規則は、左記に關し例外を設くることを得。

(a) 船舶勤務以外に於て発生したる傷痍

(b) 罹病者、負傷者又は死亡者の故意の行為、過失又は非行に基因する傷痍又は疾

3 尚海員に適用ある強制疾病保険、強制災害保険又は労働者災害補償の制度が船舶の登録せられたる地域に於て実施せられるときは、国内の法令又は規則は、左記を規定することを得。

(a) 罹病者又は負傷者が保険又は補償の制度により医療給付を受くる権利を有するに至る時より、船舶所有者は、右の者に對し責に任ぜざるに至るべきこと。

(b) 罹病者又は負傷者が保険又は補償の制度の適用を受けざる場合と雖も、船舶所

1 本条約は、軍艦を除くの外、本条約の実施せらるる地域に於て登録せられ且通常海洋航行に從事する一切の船舶に使用せらるる一切の者に之を適用す。

2 尤も國際労働機関の締盟国は、国内の法令又は規則に於て左記に關し必要と認むる例外を設くることを得。

(a) 左の船舶に使用せらるる者

(i) 商業に從事せざる場合の公の權力の

(c) 履入の際故意に隠蔽せられたる疾病又は障害

3 国内の法令又は規則は、被用者が履入の際医学的検査を受くることを拒みたるとときは、船舶所有者に於て疾病又は疾病に直接

有者は、右制度に依る医療給付の該制度の受給者への支給に關し法令に依り定められる時より責に任せざるに至るべきこと。

但し右の罹病者又は負傷者が特に外国人労働者又は船舶の登録せられたる地域に居住せざる労働者に關する制限により右制度より除外せらるる場合は此の限り在らず。

第五条

1 疾病又は傷病に依り労働不能と為りたるときは、船舶所有者は、左の責に任ずべし。

- (a) 罹病者又は負傷者が船内に留る間は之に給料全額を支払うこと。
- (b) 罹病者又は負傷者が被扶養者を有するときは右罹病者若は負傷者の下船したる時より治癒するに至る迄又は疾病若は労働不能が永久的性質のものなりと宣言せらるるに至る迄、国内の法令又は規則の定むる所に従い給料の全部又は一部を之に支払ふこと。

2 尤も国内の法令又は規則は、既に下船したる者に対し給料の全部又は一部を支払ふの船舶所有者の責任を負傷の日又は発病の日より十六週を下らざるべき期間に限定することを得。

3 尚海員に適用ある強制疾病保険、強制災害保険又は労働者災害補償の制度が船舶登録せられたる地域に於て実施せられ居ることを得。

ときは、国内の法令又は規則は、左記を規定することを得。

(a) 罹病者又は負傷者が保険又は補償の制度に依り現金給付を受くる権利を有するに至る時より、船舶所有者は、右の者に對し責に任せざるべきこと。

(b) 罹病者又は負傷者が保険又は補償の制度の適用を受けざる場合と雖も、船舶所有者は、右制度に依る現金給付の該制度の受給者への支給に關し法令に依り定められる時より責に任せざるに至るべきこと。但し右の罹病者又は負傷者が特に外国人労働者又は船舶の登録せられたる地域に居住せざる労働者に關する制限により右制度より除外せらるる場合は此の限り在らず。

第六条

1 船舶所有者は、海員が船内に於て死亡したる場合又は陸上に於て死亡し其の際死者が船舶所有者の費用を以てする医療及び生活維持を受くる権利を有したる場合には、埋葬費を支払ふの費に任ずべし。

2 国内の法令又は規則は、社会保険又は労働者補償に關する法令又は規則に依り死亡者に關し埋葬給付が支給せらるべき場合に於ては、船舶所有者に依り支払はれたる埋葬費が保険機関に依り償還せらるべきことを規定することを得。

第八条

国内の法令又は規則は、本条約の適用を受くる罹病者又は死亡者が船内に残したる財産を保護する為の措置を執ることを船舶所有者又は其の代理人に要求すべし。

第九条

国内の法令又は規則は、本条約に依る船舶所有者の責任に關する紛争の敏速なる且些小

3 送還の費用は、旅行中に於ける罹病者は負傷者の輸送、宿泊及び食糧に關する一切の費用並に定められたる出發の時に至る迄の生活費を包含すべし。

4 罹病者又は負傷者が労働能力を有するときは船舶所有者は、本条2に掲ぐる目的地の一に向う船舶に於て適當なる職務を与ふることに依り之が送還の責を免るることを得。

第七条

1 船舶所有者は、海員が船内に於て死亡したる場合又は陸上に於て死亡し其の際死者が船舶所有者の費用を以てする医療及び生活維持を受くる権利を有したる場合には、埋葬費を支払ふの費に任ずべし。

2 国内の法令又は規則は、社会保険又は労働者補償に關する法令又は規則に依り死亡者に關し埋葬給付が支給せらるべき場合に於ては、船舶所有者に依り支払はれたる埋葬費が保険機関に依り償還せらるべきことを規定することを得。

の費用を以てする解決を確保する為規定を設くべし。

第十一条

船舶所有者は、公の権力が本条約第四条、第六条及び第七条に依る責任を負担する限り、右責任を免ることを得。

第十二条

本条約及び本条約による給付に関する国内の法令又は規則は、国籍、住所又は人種の如何を問はず、一切の海員に対し均等待遇を確保する様解釈せられ且実施せらるべきものとす。

第十三条

本条約は、其の定むる所より有利なる条件を保障する法令、判決、慣習又は船舶所有者及び海員間の協定に影響を及ぼさざるものとす。

第十四条

(出典 ILO条約・勧告集 第7版)

第四十五号条約参照

- 3 (d) 右締盟国が其の決定を留保する地域
2 本条1(a)及び(b)に掲げらるる約定は、批准の一部と看做さるべく且批准の効力を有すべし。
1 (d) 右締盟国も、本条1(b)、(c)又は(d)に依り其の原宣言に於て為されたる留保の全部又は一部を爾後の宣言に依り取消すことを得。

第十四条～第二十条（最終条項）

（略）

- (a) 右締盟国が変更を加へずして本条約の規定を適用することを約する地域
(b) 右締盟国が変更を加へて本条約の規定を適用することを約する地域及び右変更の細目
(c) 本条約を適用し得ざる地域及び其の場合に於ては之を適用し得ざる理由